

# 税務ポイント

〔会社の税務 よろず相談室<sup>103</sup>〕消費税その15

## インボイス方式について

- Q** 消費税率引き上げ時期及び軽減税率導入が平成31年10月1日まで延期されることが閣議決定されました。軽減税率導入に際し、インボイス方式も数年後導入されるとのことですが、そもそもインボイス方式とはどのようなものなのでしょうか。
- A** 仕入税額控除について、現行は一定の帳簿及び請求書等の保存が要件とされています（請求書等保存方式）。「請求書等保存方式」は、帳簿の保存に加え、取引の相手先が発行した請求書等という客観的な証拠書類の保存を仕入税額控除の要件としていますが、請求書等に適用税率・税額を記載することは義務付けられていません。

単一税率であれば問題はないのですが、複数税率になると現在の一般的な請求書の形式では、適用した税率や消費税額が明確でなくなってしまう、その税率・税額が客観的に一目でわからなくなってしまうという問題が生じます。

インボイス方式とは、消費税の納税額を計算する際に、預かった消費税額から控除をする消費税（仕入税額控除）について、登録された「適格請求書発行事業者」が発行した「適格請求書」（インボイス）に記載された消費税額に基づき計算をする方式で、主な点は次のとおりです。

課税事業者は「インボイス」の発行が義務付けられ、また、自ら発行した「インボイス」の副本の保存が義務付けられる。

「インボイス」には、区分記載請求書等の記載事項に加え、「登録番号」、「税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分した合計額及び適用税率」、「消費税額等」の記載が必要となる。

免税事業者は「インボイス」を発行できない。し

たがって免税事業者からの仕入について仕入税額控除ができない。

このインボイス方式は、軽減税率導入時期変更に伴い、導入が平成33年4月から平成35年10月に2年半延期される見通しです。

インボイス方式が導入されると、現行との大きな違いの一つとして挙げられるのが、上記の免税事業者からの仕入は仕入税額控除ができないという点です。従来の請求書保存方式であれば、支払先が消費税の課税事業者であっても免税事業者であっても、同じように請求書の総額から支払った消費税相当額を逆算し、その金額を預かった消費税額から控除をして消費税額を計算することができました。しかし、インボイス方式では、インボイスに記載された消費税額しか仕入税額控除ができません。免税事業者はインボイスを発行可能な「適格請求書発行事業者」としての登録ができないので、インボイスが発行できず結果として免税事業者からの仕入については、消費税額の仕入控除ができないこととなります。

また、インボイス方式が導入されると間違いなく、経理方式やソフトウェアの変更等手間やコストは確実に増加すると思われます。

インボイス方式を導入するまでの平成31年10月から平成35年9月の間は、事業者の準備などに配慮し簡素な方法（区分記載請求書等保存方式及び税額計算の特例）が導入されます。現行の請求書等保存方式を原則としつつ、軽減税率対象の仕入かそれ以外の仕入かの区分を明確にするための記載事項を追加した帳簿及び請求書の保存が要件とされます。

消費税率引き上げ及び軽減税率導入の時期が延期になるとしても、今後の経済情勢や税制等の動向に注意し、インボイス方式導入に対する対策を今から準備していく方が良いと思われます。

（税制委員会：二木 正文、忠地 祐一、川窪 光弘  
グループ稿）

（監修：関東信越税理士会 松本支部）

地域社会の繁栄のために。

PROSPERITY FOR LOCAL COMMUNITIES WORLDWIDE



鍋林株式会社  
www.nabelin.co.jp

環境 ISO14001  
品質 ISO 9001  
認証取得